

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月29日

【会社名】 K F E J A P A N 株式会社

【英訳名】 K F E J A P A N C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 原 田 隆 朗

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役員CFO管理統括本部長 田村 博行

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番地20

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長原田隆朗及び執行役員CF0管理統括本部長田村博行は、当社及び連結子会社（以下、「当社連結グループ」という）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社連結グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の視点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお連結子会社4社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく係る勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。

さらに、選定した重要な事業拠点に係らず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社連結グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社連結グループは、決算処理・開示資料作成において必要かつ十分な専門知識を有した人材が不足していた為、決算処理・開示資料作成プロセス体制の整備・運用が十分でなかった。

また、将来の見積もりに関する見通しに際して、社内検証並びに承認手続きの運用が有効とはいえず、監査人から投資有価証券の評価及び固定資産の減損並びに継続企業の前提に関する評価見積りや予測を伴う重要な開示項目において決算・財務報告プロセスの不備を原因とする誤謬等の指摘を受けた。

したがって、当該不備を原因とした誤謬等が財務報告に与える重要性が高いものと判断し、「重要な欠陥」と判断した。

当事業年度の末日までに是正されなかった理由は、決算処理・連結財務諸表等開示資料作成について知識、経験を有する人材の採用に努めたが、適確な人材を採用する事が出来なかったためである。

4 【付記事項】

財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は十分認識しており、評価結果に記載された重要な欠陥を是正するために、決算処理・開示資料作成についての知識、経験を有する人材を平成22年6月21日に採用し財務・会計部門の責任者として従事させた。

5 【特記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価についての特記すべき事項はない。